

議案第39号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

開発行為の許可	1件につき		
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為			
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満		22,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満		43,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満		89,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満		130,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満		170,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満		220,000円	

<p>開発区域の面積が10ヘクタール以上</p> <p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上</p> <p>(3) その他の開発行為</p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が10ヘクタール以上</p>	<p>300,000円</p> <p>30,000円</p> <p>65,000円</p> <p>120,000円</p> <p>200,000円</p> <p>280,000円</p> <p>340,000円</p> <p>480,000円</p> <p>130,000円</p> <p>190,000円</p> <p>270,000円</p> <p>390,000円</p> <p>510,000円</p> <p>680,000円</p> <p>870,000円</p>	
<p>開発行為の変更許可</p>	<p>1件につき</p>	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、</p>

<p>(1) 開発行為に関する設計の変更 ( (2) のみに該当する場合を除く。)</p> <p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更</p> <p>(3) その他の変更</p>		<p>その手数料の額は870,000円とする。</p> <p>開発区域の面積に応じ開発行為の許可の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為の許可の項に規定する額</p> <p>10,000円</p>	<p>開発区域の面積が(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積</p>
---	--	---	---

」を

「

<p>開発行為の許可</p> <p>(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満</p> <p>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満</p>	<p>1件につき</p>	<p>22,000円</p> <p>45,000円</p> <p>89,000円</p> <p>130,000円</p> <p>180,000円</p>	
---	--------------	--	--

開発区域の面積が6ヘクタール以上 10ヘクタール未満		230,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上		310,000円	
(2) 主として住宅以外の建築物で自己の 業務の用に供するものの建築又は自己 の業務の用に供する特定工作物の建設 の用に供する目的で行う開発行為			
開発区域の面積が0.3ヘクタール 未満		31,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール 以上0.6ヘクタール未満		67,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール 以上1ヘクタール未満		120,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上 3ヘクタール未満		210,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上 6ヘクタール未満		280,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上 10ヘクタール未満		350,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上		490,000円	
(3) その他の開発行為			
開発区域の面積が0.3ヘクタール 未満		130,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール 以上0.6ヘクタール未満		200,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール 以上1ヘクタール未満		270,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上 3ヘクタール未満		400,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上 6ヘクタール未満		520,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上 10ヘクタール未満		680,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上		900,000円	
開発行為の変更許可	1件につき	次に掲げる額を 合算した額。た だし、その額が	

<p>(1) 開発行為に関する設計の変更 ( (2) のみに該当する場合を除く。)</p>		<p>900,000円 を超えるときは、 その手数料の額は 900,000円 とする。 開発区域の面積に 応じ開発行為の許 可の項に規定する 額に10分の1を 乗じて得た額</p>	<p>開発区域の 面積が(2) に規定する 変更を伴う 場合にあって は変更前 の開発区域 の面積、開 発区域の縮 小を伴う場 合にあって は縮小後の 開発区域の 面積</p>
<p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係 る都市計画法（昭和43年法律第100 号）第30条第1項第1号から第4号 までに掲げる事項の変更</p>		<p>新たに編入される 開発区域の面積に 応じ開発行為の許 可の項に規定する 額</p>	
<p>(3) その他の変更</p>		<p>10,000円</p>	

」に、

「

<p>優良宅地造成の認定 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘ クタール未満 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘ クタール未満</p>	<p>1件につき</p>	<p>86,000円 130,000円 190,000円 270,000円 390,000円 510,000円</p>	
---	--------------	---	--

造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満		680,000円	
造成宅地の面積が10ヘクタール以上		870,000円	

」を

「

優良宅地造成の認定	1件につき		
造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満		86,000円	
造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満		130,000円	
造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満		200,000円	
造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満		270,000円	
造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満		400,000円	
造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満		520,000円	
造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満		680,000円	
造成宅地の面積が10ヘクタール以上		900,000円	

」に

改める。

**第2条** 新居浜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民票の写しの交付（住民票の写しの広域交付を含む。）	1通につき	300円	
個人番号カードの再交付	1枚につき	800円	

」を

「

住民票の写しの交付（住民票の写しの広域交付を含む。）	1通につき	300円	
----------------------------	-------	------	--

」に

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年7月1日から、第2条の規定は同年9月1日から施行する。

#### 提案理由

開発行為の許可等に係る手数料の額を改定するため、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するため、本案を提出する。